

TPP11協定の承認および関連法の成立

米国を除く環太平洋連携協定参加国による新協定(TPP11)の国内手続きについて、6月13日にTPP11協定が承認され、同月29日にTPP11関連法が成立いたしました。関連法の成立により、牛・豚マルキンの補てん率の引き上げ等の施行日がTPP11協定の発効日となりました。

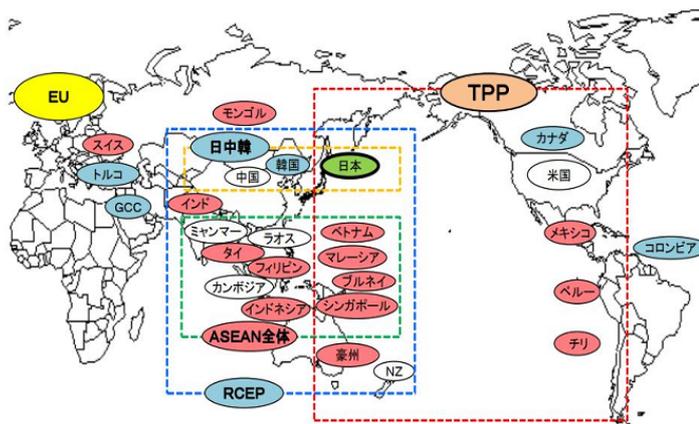
農家は競争力を高めるため、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業等を活用し、機械化をすすめ省力化・効率化をはかってきておりますが、現行措置されているTPP等への影響緩和のための国の十分な予算が毎年確保されるのか、各種事業が継続されるのかなど、まだ現場の不安は大きいところです。

私どもJAグループ鹿児島・県農政連は、このような農家の不安を払拭するため、引き続き、再生産が可能となる農家への支援対策などを求め、必要な取り組みを継続してまいります。

【交渉経緯】

| | | | |
|------|-----|------------------|-----------------|
| H22年 | 3月 | TPP協定交渉開始 | TPP12 (12カ国) |
| H25年 | 7月 | 日本が交渉参加 | |
| H28年 | 2月 | 署名(於: NZ・オークランド) | |
| | 12月 | 日本のTPP承認、関連法成立 | |
| H29年 | 1月 | 米国がTPP離脱 | TPP11 (11カ国) |
| H30年 | 11月 | 大筋合意(於:ベトナム) | |
| | 1月 | 協定本文及び凍結項目の確定 | |
| | 3月 | 署名(於:チリ・サンティアゴ) | |
| | 6月 | 日本のTPP11承認、関連法成立 | |

【わが国のEPA(経済連携協定)の現状】



【関連法の改正内容】

○TPP整備法のうち、現状未施行となっている以下の10本の法律の改正規定について、**施行期日を環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の発効日に改正する。**(TPP整備法附則第1条)

〔未施行となっている10本の法律〕

- ①関税暫定措置法^{*1} ②著作権法^{*2} ③特許法^{*2} ④商標法 ⑤私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ⑥経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律
- ⑦医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ⑧畜産物の価格安定に関する法律
- ⑨砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 ⑩独立行政法人農畜産業振興機構法

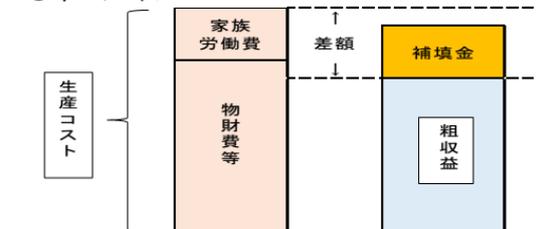
※1 牛肉の関税緊急措置の廃止に係る規定の施行期日は、TPP12協定の発効日のままとする(TPP11協定の発効時点では、当該措置は存続)(TPP整備法第4条、第4条の2(新設)及び附則第1条)。

※2 TPP11協定上の凍結項目(「著作物等の保護期間の延長」、「技術的保護手段」、「衛星・ケーブル信号の保護」及び「審査遅延に基づく特許権の存続期間の延長」)を含む(TPP整備法附則第1条)。

* TPP12協定を引用した箇所については、TPP11協定に対応できるよう規定を整備。

【主な経営安定対策】

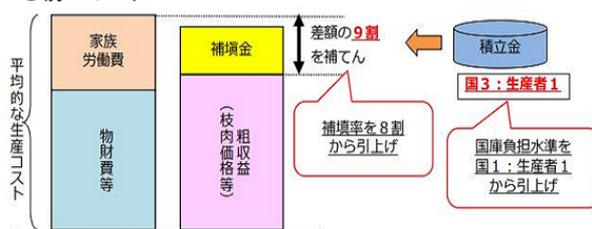
●牛マルキン



<現行>
補てん割合: 粗収益(1頭当たり)と生産費の差額の8割を補てん
(平成30年度に限り予算措置で9割補てん)

<変更後>
補てん割合: 粗収益(1頭当たり)と生産費の差額の9割を補てん

●豚マルキン



<現行>
補てん割合: 粗収益(1頭当たり)と生産費の差額の8割を補てん
積立割合: 生産者: 国 = 1 : 1

<変更後>
補てん割合: 粗収益(1頭当たり)と生産費の差額の9割を補てん
積立割合: 生産者: 国 = 1 : 3



射手座
11/23
~ 12/21

【全体運】 行動範囲を広げると、刺激的な出会いがあるでしょう。
新しいスポットに足を運んでみて。ネット情報に注目
【健康運】 簡単な体操にツキ。楽なものほど効果あり
【幸運を呼ぶ食べ物】 カワハギ